（３）政策課題３：増大する災害リスクに対応するための農業・農村の強靱化

政策目標４　**気候変動等により激甚化・頻発化する災害に対応した防災・減災対策の推進**

農業用ため池については、農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号。以下「ため池管理保全法」という。）に基づき、適正に管理及び保全を行う必要がある。また、決壊等により人的被害を及ぼすおそれがある防災重点農業用ため池については、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和２年法律第56号。以下「ため池工事特措法」という。）に基づき、集中的かつ計画的に防災工事等を推進している。このような中、防災対策を講じる優先度が高く、ため池工事特措法の期間内（令和12年度末まで）に防災工事に着手することとして防災工事等推進計画に位置付けられている約9,000か所のうち約4,800か所が未着手であり、防災工事等を加速化する必要がある。

気候変動による少雪化・融雪の早期化及び渇水・高温、特定外来生物[28]の拡大等が生じている地域においては、農業用水が不足するリスクの増大、水管理の労力と費用の増高、施設操作への支障等が課題となっている。

また、令和６年（2024年）の能登半島における地震及び豪雨により、農業水利施設に加え、農道、農業集落排水施設等の施設にも甚大な被害が発生した。これらの施設は老朽化が進行しており、施設の強靱化を推進する必要がある。

このため、第１次国土強靱化実施中期計画等に基づき、農業用ため池等の農業水利施設、農道、農業集落排水施設等の防災・減災対策、流域治水の取組、渇水・高温対策等により、農業・農村の強靱化を推進する。

ア　政策目標の達成に向けて講ずべき施策

施策５　**防災重点農業用ため池の防災工事等の集中的かつ計画的な推進**

農業用ため池については、ため池管理保全法に基づき、適正に管理及び保全を行う。

防災工事等推進計画に位置付けられた防災重点農業用ため池については、国営事業による対応も含め防災工事（廃止工事を含む。）等を加速化する。また、農業用ため池の決壊のほとんどが豪雨によることから、地域の実情に応じ、洪水吐きの改修等の豪雨対策を地震対策に先行して整備する段階的整備を推進する。防災工事等の実施に当たっては、防災工事等基本指針に基づき、生物多様性の確保を始めとする農業用ため池の多面的機能の発揮に十分に配慮する。

あわせて、防災重点農業用ため池のハザードマップの作成・周知、ため池サポートセンター等によるため池管理者への技術的な支援、ため池の水位等を把握するための遠隔監視機器の導入等のソフト対策を推進する。

また、ため池工事特措法の施行後５年を目途とした法の施行状況等の点検・検証を行い、防災重点農業用ため池の防災・減災対策の推進の在り方をとりまとめる。

施策６　**気候変動等を踏まえた農業水利施設の整備、農地・農業水利施設を活用した流域治水の取組、渇水・高温対策、農業水利施設の地震対策、農道及び農業集落排水施設の強靱化等の推進**

（将来予測に基づく施設の整備・改修）

気候変動に伴い激甚化・頻発化する豪雨災害に対応するため、従来の実績降雨に基づく計画策定手法を見直し、将来の降雨予測に基づく計画策定手法も導入し、気候変動に適応した排水施設の整備・改修を推進する。

（流域治水の取組）

農地・農業水利施設が有する雨水貯留機能及び洪水調節機能を効果的・効率的に発揮・活用するため、畦畔、落水口、暗渠排水、排水路の整備等による水田の「田んぼダム」としての活用（地域の共同活動による防災・減災の取組を含む。）、農業用ダム、農業用ため池等の事前放流や低水位管理を推進する。また、市街地や集落を含む地域全体の雨水排水にも寄与する排水施設の整備・管理等に取り組む。その際、これら流域治水の取組について、農地・農業水利施設が有する機能や農業者・施設管理者が果たす役割を地域住民等に発信する。

（災害被害の防止・軽減に向けた取組）

農地や農業用ため池等の農業水利施設が被災した場合は、被災状況に応じて、原形に復旧するだけでなく、災害復旧事業、あるいは、同事業に災害関連の事業を組み合わせることにより、再度災害の防止、生産性の向上等に向けた改良復旧に効率的・効果的に取り組む。

また、迅速な実施が可能となるよう、改正土地改良法において、急施の防災事業に、老朽化等により施設の損壊が生じるおそれがある農業水利施設の補

---

[28] 我が国の生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）に基づき指定される外来生物。